

## つくばみらい都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分  
「計画図表示のとおり変更する」
2. 人口フレーム

| 年次 |           | 2020 年（令和 2 年）<br>（基準年） | 2030 年（令和 12 年）<br>（基準年の 10 年後） |
|----|-----------|-------------------------|---------------------------------|
| 区分 | 都市計画区域内人口 | 49.9 千人                 | 54.3 千人                         |
|    | 市街化区域内人口  | 29.5 千人                 | 39.2 千人                         |
|    | 保留する人口    | —                       | ※42.2 千人                        |

※ 県南圏域の人口フレームによる。

### 理 由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。